令和2年6月1日

各区P T A協議会会長　様

大阪市P T A協議会

会　長　宮本　隆司

令和2年度大阪市P T A協議会総会の取扱いについての事前確認について（依頼）

梅雨の候、皆様にはご清栄のことと存じます。新型コロナウイルス（C O V I D−１９）の感染拡大の状況を踏まえ、令和２年度の大阪市P T A協議会の総会については、下記の通り書面決議での開催を考えているところです。

つきましては、各区の代表の方々を対象に、事前に総会の開催方法についての賛否を取らせていただきますので、対象者の方に周知の上、投票していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

総会を次の方法で行うことを考えていますので、賛否を事前に取らせていただきます。

**令和２年度大阪市P T A協議会総会の取扱い（案）について**

（１）総会の開催方法

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、集合方式によらず書面決議とする。

（２）議案の周知方法

令和2年6月30日までに大阪市P T A協議会のホームページに掲載する。

（３）決議を求める期間

令和2年6月30日（火）〜7月13日（月）

（４）議決の対象者

大阪市PTA協議会会則第33条第2項の総会成立要件（代議員、理事及び実行委員会の構成員の５分の１以上の出席）を充足させる範囲で、各区P T A協議会会長、各区の市P理事、単位P T A会長に限定する。

区内の対象者へは区P会長から周知していただく。（権利が重なった場合でも、1人につき１回の投票とする。）

単位P T A会長は、議決対象者とならない単位P T A内の他の代議員（校長先生、男性保護者代表、女性保護者代表の計３人（理事を除く。））の意向も取りまとめた上で投票を行っていただく。

新年度の役員が未選出の場合は前任者とする。

（５）投票（賛否の意思表示）の方法について

オンラインの投票フォームに入力することによる。

（６）結果の取扱いについて

投票数が代議員、理事及び実行委員会の構成員の５分の１以上で成立したものとし、投票数のうち過半数の賛成をもって可決とする。（会則第33条第２項）

（１）事前確認の投票期間

令和2年6月1日（月）〜14日（日）

（２）事前確認の投票の対象者

総会（案）の取扱いに準じて、各区P T A協議会会長、各区の市P理事、単位P T A会長とします。

区内の対象者へは区P会長から周知してください。（権利が重なった場合でも、1人につき１回の投票とします。）

単位P T A会長は、投票の対象者とならない単位P T A内の他の代議員（校長先生、男性保護者代表、女性保護者代表の計３人（理事を除く。））の意向も取りまとめた上で投票を行ってください。

新年度の役員が未選出の場合は、前任者が行ってください。

（３）事前確認の賛否の意思表示の方法について

下記のリンクからアクセスし、オンラインの投票フォームにより総会の取扱いの賛否について投票してください。

<https://forms.gle/QPcrUhitaW8ytPBc7>

（４）事前確認の投票結果の取扱いについて

投票数が代議員、理事及び実行委員会の構成員の５分の１以上で成立したものとし、投票数のうち過半数の賛成をもって承認されたものとします。（会則第33条第２項に準ずる。）